

大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助事業予定者の選定)

第2条 市長は、別表1（補助事業仕様書）に規定する事業（以下「補助事業」という。）を行うことが出来る者を公募し選定するものとする。

2 公募及び選定にあたって必要な事項は別に定めるものとする。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、補助事業を行うために要する経費のうち別表2に規定する経費とする。

(補助額)

第4条 補助金の額の算定基準額は、別表3に掲げる基準により算出された額を上限とする。ただし、補助金の額の確定にあたっては、前条で定める補助対象経費の総額の2分の1の額を上限とし、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 第2条第1項の規定により選定された者の内、補助金の交付を受けようとする者は、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付申請書（様式第1－1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始日の属する年度の前年度の3月末までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、別表4に掲げる書類を添付しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから 30 日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするよう努めるものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第 1 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第 8 条第 1 項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付申請取下書(様式第 4 号)により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日とする。

(交付の時期等)

第 8 条 市長は、補助事業の完了前、概ね 4 半期ごとに第 6 条第 1 項に基づき決定された経費の一部を概算払することができるものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第 6 条第 1 項に基づき決定された補助金の額の範囲内で市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

(補助事業の変更等)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金変更承認申請書(様式第 5 号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金中止・廃止承認申請書(様式第 6 号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は、第 6 条第 1 項に基づき決定された補助金の額の増を伴わないものとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

3 第 1 項に定める申請があったとき、市長は、速やかに承認または不承認の決定をし、「大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金にかかる事業の変更・中止・廃止承認(不承認)決定通知書(様式第 7 号)」により申請者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第 10 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第 8 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業等の適正な遂行)

第 11 条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第 12 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、4 月 1 日から 6 月 30 日、7 月 1 日から 9 月 30 日、10 月 1 日から 12 月 31 日までの活動実績について、それぞれ 7 月 19 日、10 月 19 日、1 月 19 日までに、市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金実績報告書（様式第 9 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

3 第 1 項及び第 2 項の報告書には、別表 5 に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条第 2 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金額確定通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第 15 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金精算書（様式第 11 号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が継続して行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後 20 日以内（補助事業等が継続して行われている場合は、各年度の末日から 20 日以内）に市長に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、第 6 条第 1 項により通知された金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。

4 市長は、第 1 項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

(決定の取消し)

第 16 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 14 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行日前であっても、平成 27 年度以降の予算により支出する補助金の交付を受けようとする者は、第 5 条第 1 項の規定による補助金交付申請を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 15 日から施行し、令和 3 年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行し、令和 5 年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行し、令和 6 年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 16 日から施行し、令和 7 年度予算に係る事業から適用する。

補助事業仕様書

1 事業目的

大阪市此花区内に居住するひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者等に対して食事を提供する事業（以下「高齢者食事サービス事業」という。）を実施し、ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の健康増進と地域社会との交流を深めることを目的とする。

2 事業対象者

(1) 事業対象者は、大阪市此花区内に居住する 65 歳以上のもの（以下「高齢者」という。）であって、次の（イ）～（ハ）に掲げるいずれかに該当するものとする。

（イ） ひとり暮らしのもの

（ロ） 高齢者のみの世帯に属するもの

（ハ） ねたきり状態にあるもの

(2) (1) の（イ）～（ハ）にかかわらず、高齢者と義務教育終了前の児童のみの世帯に属するもの、常時に高齢者の世話をするものがない世帯に属するもの及びやむを得ない事情があり高齢者食事サービスを必要とする 60 歳以上のものは委員会の承認により、高齢者食事サービス事業を受けることができる。

3 高齢者食事サービス委員会

(1) 第 2 条第 1 項に定める補助金の交付を受けようとする団体（以下、「活動団体」という。）は、高齢者食事サービス事業の適正な運営を期するため、大阪市此花区内に居住するもので「高齢者食事サービス委員会」（以下、「委員会」という。）を組織しなければならない。

(2) 活動団体は、「高齢者食事サービス委員会会則モデル」を参考に、委員会の運営について必要な事項を定めなければならない。

(3) 委員会は、少なくとも次の役員を置かなければならない。なお、委員長を除き 2 名以上を置くことができる。

役員名	任務
委員長	委員会を代表し、会務を統括する。
副委員長	委員長を補佐し、委員長に事故ある時は任務を代行する。
会計	委員会の会計を掌る。

(4) 活動団体は、各年度の高齢者食事サービス事業の実施計画及び収支精算報告等について委員会を開催しなければならない。

ただし、法人の定款により、法人が行う事業として高齢者を対象とした会食や配食を提供する事業が規定されている場合には、「委員会」を組織することを有しない。

4 実施体制

(1) 活動団体は、本事業の実施地域において、集まりやすく公共性の高い地域集会所や老人憩いの家、小学校の空き教室などを実施場所として、おおむね 10 人以上の利用対象者に対して、地域のボランティアの協力を得て会食または配食による食事サービスをおおむね月 1 回以上定期的に行う。

(2) 本事業の実施にあたり、1 回あたり利用者 10 名に対してボランティアを少なくとも 2 名以上確保し、利用者が 10 名を超える場合は、利用者 10 名ごとにボランティアを少なくとも 1 名以上確

保すること。

5. 施設管理

調理施設は、生活衛生監視事務所の指導を受けるとともに、次のとおり整備されていなければならない。

- (1) 食品衛生上、調理場の設備は清潔にして器具類はすべて殺菌消毒されていること。
- (2) 献立は、高齢者の嗜好を考慮し、変化をもたせ、栄養面についても充分配慮すること。

6. 事業の承認および取消

- (1) 新たに高齢者食事サービス事業の実施を希望するものは、その旨を書面に記入のうえ、市長が必要と認める関係書類を添えて申し込むこと。
- (2) 市長は、事業を実施することが可能であるかどうかを審査し、承認または不承認の決定を行う。
- (3) 市長は、事業の承認後においても必要な条件の欠如、その他不適当と認められる事情の生じた場合には承認を取り消し、補助金を交付した場合においては、その交付決定の全部若しくは一部を取り消し交付した補助金の返還を求めることができる。

7. 事業の実施

活動団体は、食事サービスの日時、方法、利用者負担額、利用者への通知方法その他実施内容等を決定した上で実施しなければならない。

8. 補助事業の適正な遂行

活動団体は、本事業の目的以外の用途に補助金を使用してはならない。

9. 利用者負担

活動団体は、高齢者食事サービス事業の対象者（会食におけるボランティアを含む）が事業を利用した場合、活動団体が定める利用料を徴収しなければならない。

ただし、利用料を無料と定めることはできない。

10. 資料の保管および指導

活動団体は、事業に係る関係書類、金銭出納簿、参加者名簿、領収書など支出が確認できる書類等を整備し、補助金額の確定後5年間保管しなければならない。

11. 事業の改廃

- (1) 活動団体は、事業内容を変更する場合、速やかにその内容を市長に届出なければならない。
- (2) 活動団体は、年度途中で事業の廃止を希望する場合、廃止する日の90日前までに市長が定める書面により市長に提出するとともにその了解を得なければならない。

12. その他

- (1) 調理にかかるボランティアは少なくとも年1回の検便を行うものとする。
- (2) ボランティアは大阪市が加入する大阪市市民活動保険の対象となり、本事業に起因する事故は保険の対象となる。

(別表 2)

事項	補助の対象となる経費
補助対象 (第 3 条)	① 食事費 本事業にかかる費用のうち、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、備品費、修繕費、報償費、清掃にかかる委託料およびボランティア分を含む、食事にかかる食材料費・弁当代の費用。ただし、配食又は会食それぞれにおいて事業の対象者 1 人あたり 1 週間につき 1 食を上限とする。 ② 会場費 本事業にかかる経費のうち、食事サービス活動に必要な会場使用料、光熱水費等にかかる費用。ただし、工事費用は認めない。 ③ 検便費 調理するボランティアの検便にかかる費用。

(別表 3)

事項	補助金の額の算定基準										
補助額 (第 4 条)	① 食事費 食事（ボランティア分を含む） 1 食あたり 2 7 0 円を上限とする。 ② 会場費 別表 2 ②において補助の対象となる経費は、次表の金額を上限とする。 ※月平均回数＝年間開催数÷ 1 2 カ月 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>月平均回数</th><th>業者・ボランティアによる調理</th></tr> <tr> <td>4 回以上</td><td>年額上限 127, 560 円</td></tr> <tr> <td>3 回～ 4 回未満</td><td>年額上限 119, 670 円</td></tr> <tr> <td>2 回～ 3 回未満</td><td>年額上限 111, 780 円</td></tr> <tr> <td>2 回未満</td><td>年額上限 103, 890 円</td></tr> </table> ③ 検便費 1 回あたり、5 0 0 円を上限とする。ただし、一人につき年 1 回を上限とする。	月平均回数	業者・ボランティアによる調理	4 回以上	年額上限 127, 560 円	3 回～ 4 回未満	年額上限 119, 670 円	2 回～ 3 回未満	年額上限 111, 780 円	2 回未満	年額上限 103, 890 円
月平均回数	業者・ボランティアによる調理										
4 回以上	年額上限 127, 560 円										
3 回～ 4 回未満	年額上限 119, 670 円										
2 回～ 3 回未満	年額上限 111, 780 円										
2 回未満	年額上限 103, 890 円										

(別表 4)

事項	補助金交付申請時に必要な書類
交付申請 (第 5 条)	① 大阪市此花区高齢者食事サービス事業者選定結果通知の写し ② 大阪市此花区高齢者食事サービス事業実施計画書 (様式第 1-2 号) ③ 大阪市此花区高齢者食事サービス委員会役員名簿 (様式第 1-3 号) ④ 大阪市此花区高齢者食事サービス事業利用者 (予定) 名簿 (様式第 1-4 号) ⑤ 大阪市此花区高齢者食事サービス事業ボランティア台帳 (様式第 1-5 号) ⑥ 大阪市此花区高齢者食事サービス事業収支予算書 (様式第 1-6 号) ⑦ 補助事業に関する事業効果、アンケート等による効果測定の方法及び広報の方法等を記載した文書 ただし、②、③、④、⑤については、第 2 条第 1 項に基づき提出された応募書類の内容と変更が無い場合においては、その旨の申出書によって代用することができる。

(別表 5)

事項	実績報告時に必要な書類
実績報告 (第 13 条)	4 月 1 日から 6 月 30 日、7 月 1 日から 9 月 30 日、10 月 1 日から 12 月 31 日までの実績報告 ① 大阪市此花区高齢者食事サービス事業収支精算書 (様式 9 号 別紙 2) ② 金銭出納簿の写し ③ 本事業にかかる領収書の写し 補助事業が完了したとき ① 大阪市此花区高齢者食事サービス事業実績報告書 (様式 9 号) ② 大阪市此花区高齢者食事サービス事業実施報告書 (様式 9 号 別紙 1) ③ 大阪市此花区高齢者食事サービス事業収支精算書 (様式 9 号 別紙 2) ④ 大阪市此花区高齢者食事サービス事業参加者名簿 ⑤ 金銭出納簿の写し ⑥ 本事業にかかる領収書の写し ⑦ 本事業の実績・効果等を検証できる書類 ⑧ 本事業の新規参加者数の確認できる書類

大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

申請者 所 在 地
 団 体 名
 代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金等交付要綱 第 5 条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額及びその算出基礎

- (1) 申請額 金 _____ 円
(2) 算出基礎 様式第 1 - 6 号のとおり

2 補助金交付対象事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称
(2) 目的
(3) 内容

3 添付書類

- (1) 大阪市此花区高齢者食事サービス事業者選定結果通知の写し
(2) 大阪市此花区高齢者食事サービス事業実施計画書 (様式第 1 - 2 号)
(3) 大阪市此花区高齢者食事サービス委員会役員名簿 (様式第 1 - 3 号)
(4) 大阪市此花区高齢者食事サービス事業利用者 (予定) 名簿 (様式第 1 - 4 号)
(5) 大阪市此花区高齢者食事サービス事業ボランティア台帳 (様式第 1 - 5 号)
(6) 大阪市此花区高齢者食事サービス事業収支予算書 (様式第 1 - 6 号)
(7) 補助事業に関する事業効果、アンケート等による効果測定の方法及び広報の方法
 等を記載した文書

大阪市此花区高齢者食事サービス事業実施計画書

団 体 名 _____

代表者名 _____

食事 サービス の方法	1. 会食 2. 配食 3. 会食・配食 併用	実施場所 (所在地・電話)		
回数	1. 週 回 (曜日)	昼 ・ 夜	延べ年間回数	
	2. 月 回 (第 曜日又は 日)		回	
調理者 調理場所	調理者	業者名・施設名及び住所・電話		
	1. 施設職員 2. ボランティア 3. 業者			
利用者	登録者数 人 (内訳 一人暮らし 人、 夫婦世帯 人、 その他 人 1 回当たりの利用者 人			
利用者負担額	一食 円 (イベントなど複数の負担額の設定を予定している場合はその平均額)			
ボランティ ア数	登録ボランティア 人 1 回当たりの活動者数 人			
年間食数	食 (積算 :)			

大阪市此花区
食事サービス事業実施計画書（詳細内訳）

実施場所	(所在地・電話)	実施回数	実施日	延べ 年間 回数	形態			1 回あ たり 人数	年間 食数
					昼・夜	実施	調理		
		週 回	曜日		昼・夜	配・会・併用	V・業者 施設	V： 利：	
		月 回	第 曜日						
			日						
		週 回	曜日		昼・夜	配・会・併用	V・業者 施設	V： 利：	
		月 回	第 曜日						
			日						
		週 回	曜日		昼・夜	配・会・併用	V・業者 施設	V： 利：	
		月 回	第 曜日						
			日						
		週 回	曜日		昼・夜	配・会・併用	V・業者 施設	V： 利：	
		月 回	第 曜日						
			日						
		週 回	曜日		昼・夜	配・会・併用	V・業者 施設	V： 利：	
		月 回	第 曜日						
			日						
		週 回	曜日		昼・夜	配・会・併用	V・業者 施設	V： 利：	
		月 回	第 曜日						
			日						

計 食

(令和 年 月 日現在)

大阪市此花区高齢者食事サービス委員会役員名簿

役職名	氏名	住所	電話
食事サービス委員長			
副委員長			
書記			
会計			
広報			
調査研究			

※その他、委員会として定められた役員（例えば、献立委員など）をご記入ください。

大阪市此花区高齢者食事サービス事業利用者（予定）名簿

1 枚目

1		33		65		97	
2		34		66		98	
3		35		67		99	
4		36		68		100	
5		37		69		101	
6		38		70		102	
7		39		71		103	
8		40		72		104	
9		41		73		105	
10		42		74		106	
11		43		75		107	
12		44		76		108	
13		45		77		109	
14		46		78		110	
15		47		79		111	
16		48		80		112	
17		49		81		113	
18		50		82		114	
19		51		83		115	
20		52		84		116	
21		53		85		117	
22		54		86		118	
23		55		87		119	
24		56		88		120	
25		57		89		121	
26		58		90		122	
27		59		91		123	
28		60		92		124	
29		61		93		125	
30		62		94		126	
31		63		95		127	
32		64		96		128	

様式第 1 - 5 号

(令和 年 月 日現在)

1 枚目

大阪市此花区高齢者食事サービス事業ボランティア台帳

		此花区		地域
No.	氏名	住所	電話番号	備考
1				☐
2				☐
3				☐
4				☐
5				☐
6				☐
7				☐
8				☐
9				☐
1 0				☐
1 1				☐
1 2				☐
1 3				☐
1 4				☐
1 5				☐
1 6				☐
1 7				☐
1 8				☐
1 9				☐
2 0				☐

※ 利用対象者（65 歳以上、独居・高齢者世帯）にあてはまる場合は、備考欄の□に✓を入れる

地区名：_____

団体名：_____

大阪市此花区高齢者食事サービス事業収支予算書

（別表 3）「補助金の額の算定基準」に基づく積算

① 1 年間の総食数見込み × 1 食あたり単価
 × = 円

② 運営費（会場使用料、光熱水費等） 円

③ 1 年間の総検体数見込み × 1 検体あたり単価
 × = 円

積算合計 = (A) + (B) + (C) 円

年間収支見込（備考・積算欄に記入しきれない場合は、別紙を添付してください。）

年間収入見込

収入の内容	金額（円）	備考・積算
自己資金等		
利用料収入		
その他の収入		
※ 補助金収入		
合計		

年間支出見込

支出の内容	金額（円）	備考・積算
食事にかかる経費		
食事にかかる その他の経費		
会場にかかる経費		
検便にかかる経費		
合計		

※ 補助金収入は、「補助金の額の算定基準」に基づく積算で算出された金額が基本となりますが、年間支出見込の合計の1/2が上限となります。
（年間支出見込の1/2を上回っている場合は、その1/2（1円未満切り捨て）となります。

様

大 阪 市 長

大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 補助金交付の条件
 - (1) 補助事業において、政治的行為を行わないこと。
 - (2) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画を変更する場合には、市長の承認を受けるべきこと。ただし、「市長が認める軽微な変更」を除く。
軽微な変更は規則第 4 条第 3 号に掲げる交付を受けようとする補助金等の額の増を伴わないものとする。ただし、補助事業の目的に変更のない場合に限る。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (5) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市の職員に事業者、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
 - (6) その他、大阪市補助金等交付規則（令和 18 年大阪市規則第 7 号）及び大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。
- 3 その他
 - (1) 交付要綱第 17 条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から 5 年間保存すること。
 - (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

大 第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金については、次の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 交付しない理由

大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令此保福 第 号にて通知のありました大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金の交付決定については、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第7号の規定により次のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

2 取下げの理由

大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令此保福 第 号にて補助金の交付決定を受けた大阪市此花区高齢者食事サービス事業について、次のとおり変更する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令此保福 第 号にて補助金の交付決定を受けた大阪市此花区高齢者食事サービス事業について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

大 第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金にかかる
事業の変更・中止・廃止承認（不承認）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました大阪市此花区高齢者食事サービス
事業補助金の変更・中止・廃止承認申請について、次のとおり決定しましたので通知し
ます。

記

- 1 決定内容 承認する 承認しない
- 2 承認しない理由（承認しない場合）
- 3 その他

大 第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令此保福 第 号にて補助金の交付決定を
しました大阪市此花区高齢者食事サービス事業については、次のとおり取消し・変更す
ることを決定しましたので通知します。

記

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

大阪市此花区高齢者食事サービス事業実績報告書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令此保福 第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて次のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金交付対象事業の名称

2 補助金の予定金額 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 大阪市此花区高齢者食事サービス事業実施報告書(別紙1)
- (2) 大阪市此花区高齢者食事サービス事業収支精算書(別紙2)
- (3) 大阪市此花区高齢者食事サービス事業参加者名簿
- (4) 金銭出納簿の写し
- (5) 補助事業にかかる領収書の写し
- (6) 補助事業の実績・効果等を検証できる書類
- (7) 補助事業の新規参加者数の確認できる書類

様式第9号（別紙1）

大阪市此花区高齢者食事サービス事業実施報告書

団体名：

月	実施回数 (内手作り回数)	利用者数			ボランティア (活動者数)	V ※注1	検食	合計
		会食	配食	合計				
4	()							
5	()							
6	()							
7	()							
8	()							
9	()							
10	()							
11	()							
12	()							
1	()							
2	()							
3	()							
合計								

※注1…ボランティア（上段）のうち、利用対象者（65歳以上、独居・高齢者世帯等）にあてはまる人数を再掲。

様式第9号（別紙2）

地区名：_____

団体名：_____

大阪市此花区 地域高齢者食事サービス事業収支精算書

年間収支実績（備考・積算欄に記入しきれない場合は、別紙を添付してください。）

年間収入実績

収入の内容	金額（円）	備考・積算
自己資金等		
利用料収入		
その他の収入		
※ 補助金収入		
合計		

年間支出実績

支出の内容	金額（円）	備考・積算
食事にかかる経費		
食事にかかる その他の経費		
会場にかかる経費		
検便にかかる経費		
合計		

補助金既受領額

_____円

補助対象経費の1/2

_____円 × _____ 1/2 = _____ (B) _____円

団体の総事業費－団体の総収入（補助金以外の収入）

_____円 － _____円 = _____ (C) _____円

※ 補助金確定見込額

_____ (D) _____円

【（A）、（B）、（C）で一番低い額】

補助金戻入見込額＝（A）－（D）

_____ (E) _____円

様式第 10 号

大 第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令此保福 第 号にて交付決定しました大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 確定金額 金 円

大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金精算書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令此保福 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	金	円
	支出額	金	円
	差引余剰額	金	円

大 第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令此保福 第 号にて交付決定しました大阪市此花区高齢者食事サービス事業補助金については、次のとおり取消しすることを決定しましたので通知します。

記

1 取消し内容

2 取消し理由